

# 審 査 基 準

平成 8年 1月 1日作成

法 令 名 : 静岡県集団示威運動等に関する条例
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 集団示威運動等の許可
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 静岡県集団示威運動等に関する条例第5条(集団示威運動等の許可基準)、同第6条(集団示威運動等の条件の附与) 静岡県集団示威運動等に関する条例施行規則第2条及び第3条(許可の申請)
審 査 基 準 : 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。 1 交通ひんぱんな道路において、実施の時間、場所又は方法により交通が著しく混乱することが明らかなきとき。 2 実施の時間、場所又は方法により県及び市町議会の審議権の行使、裁判所の公判その他官公庁の事務が著しく阻害されることが明らかなきとき。 3 実施の時間、場所又は方法により人の生命、身体に危険が及び、又は安穩正常な社会生活が著しく攪乱されることが明らかなきとき。 4 その他実施の時間、場所又は方法により公共の安寧の保持に直接危険が及ぶことが明らかであるとき。
標 準 処 理 期 間 : 当該集団行動が公安の維持等に危険を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事例により異なるため定められない。
申 請 先 : 静岡県警察本部警備課
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :